

長崎県ブランド農産加工品認証制度実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、長崎県内の離島・半島・中山間地域等多様な自然条件のもと長崎県において生産される農産物を用いて製造された農産加工品について、独自の認証制度を創設することにより、県産農産物の生産拡大等を図るとともに、消費者ニーズに対応した安全・安心な県産農産加工品を提供し、もって地域農林業の振興及び農山村の活性化に資するため制定する。

(定義)

第 2 条 この要綱において「農産加工品」とは、農産物等を原料として、乾燥、加熱等を行うことにより価値を付加された食品とする。

(認証制度運営委員会)

第 3 条 知事は、本制度の目的を達成するため、「長崎県ブランド農産加工品認証制度運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(認証対象農産加工品)

第 4 条 認証の対象とする農産加工品は、長崎県産の農産物等を活用し、原則として長崎県内で製造された農産加工品とする。

(認証基準)

第 5 条 知事は、認証に必要な基準（以下「認証基準」という。）を定めるものとする。

(認証の申請)

第 6 条 認証を受けようとする者は、認証を受けようとする商品（以下「申請商品」という。）ごとに長崎県ブランド農産加工品認証申請書（様式 1）を知事に提出しなければならない。

(申請の資格)

第 7 条 認証の申請ができる者は、長崎県内において食品加工を営む者または、原則として申請商品の販売元となっている長崎県内の販売業者等とする。

(認証の決定及び開示)

- 第 8 条 知事は、第 6 条の規定により認証の申請があったときは、認証基準等に基づきその申請内容を審査し、必要により、申請商品の製造等の調査を行った後、認証の可否についての決定を行い、申請者に審査結果通知書(様式 2)により通知する。
- 2 知事は、認証を受けるにあたり誓約書(様式 3 - 1)及び同意書(様式 3 - 2)を提出した当該申請者に対して認証証書(様式 4)を交付する。
 - 3 知事は、認証証書を交付した申請商品(以下「認証商品」とする。)及び商品が認証された事業者(以下「認証事業者」という。)について、認証内容等について開示することができる。

(認証の表示)

- 第 9 条 認証事業者は、知事が別に定める認証マークを表示することができる。
この場合、認証マークを付すための経費は認証事業者が負担するものとする。

(認証の有効期間)

- 第 10 条 認証の有効期間は、認証の日から 3 年間とする。

(認証の更新)

- 第 11 条 認証を受けた者が、継続して認証を受けようとする場合は、認証の有効期間内に第 6 条の規定により継続認証申請を行うものとする。

(認証事業者の責務)

- 第 12 条 認証事業者は、この要綱に定める規定を誠実に遵守しなければならない。
- 2 認証事業者は、認証マークの使用状況を記録するとともに、認証に関する書類を 3 年間保管しなければならない。
 - 3 認証事業者は、認証マーク等の使用により問題が生じた場合、責任をもってこれを解決しなければならない。
 - 4 認証事業者は、毎年 4 月末までに前年度の認証商品の販売状況等について実績報告書(様式 5)により、知事に報告するとともに、第 3 項による問題が生じた場合は速やかに届出書(様式 6)により、知事に報告しなければならない。
 - 5 認証事業者は、製造場所の変更等申請書類と異なる事象が生じた場合、速やかに知事に対して届出書(様式 6)により報告しなければならない。

(調査等)

第13条 知事は、職員等を派遣し、認証事業者の事務所、製造所及び販売所等を調査し、認証商品の製造等の施設、品質管理、品質等について点検、指導することができる。

(改善の指示)

第14条 知事は、前条の調査等の結果により、必要な場合は当該認証事業者に対し改善のためにとるべき措置について改善通知書(様式7)により指示をすることができる。

(認証の取消等)

第15条 知事は、認証事業者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、認証を取り消すことができる。

- (1) 申請の資格の要件を欠くとき。
- (2) 虚偽の申請により認証を受けたとき。
- (3) 認証辞退の申し出があったとき。
- (4) 認証証書や認証マークを不適正に使用したとき。
- (5) 第14条の指示に従わなかったとき。
- (6) 法令等の規定による業務改善命令等の行政処分があったとき。
- (7) その他認証を取り消すべき重大な事由が生じたとき。

2 知事は、第1項により認証を取り消したときは、当該認証事業者に対して、理由を付記した認証取消通知書(様式8)により通知するとともに、当該認証事業者名を公表することができる。

(県の責務)

第16条 知事は、本認証制度を実施するにあたり、認証商品のPR等に努めなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定める他、必要な事項については別に定める。

(附則)

この要綱は、平成24年3月30日から施行する。